

議案第1号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

- 1 相手方 住居所不明
(最後の住所) 八幡浜市向灘 XXXXXXXXXX
大 本 茂
- 2 事件名 港湾施設不法占用損害金請求事件
- 3 事件の内容
 - (1) 共栄水産株式会社は、平成17年5月1日から平成24年5月2日までの間、市が管理する港湾施設（沖新田野積場728㎡）を不法に占用し、市に1か月当たり99,000円、総額8,322,600円の損害を負わせた。
 - (2) 相手方は、当時、同社の代表取締役として同社に上記不法占用をさせないようすべき義務があったにもかかわらず、これを悪意又は重過失によって怠った。
- 4 請求の趣旨
 - (1) 相手方は、市に対し、会社法（平成17年法律第86号）第429条第1項の規定に基づく損害賠償請求として、総額8,322,600円の一部である1,000,000円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法（明治29年法律第89号）所定の年5分の割合による遅延損害金を支払え。
 - (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求めるもの。
- 5 授権事項
 - (1) 本件に係る訴えの不提起又は取下げ
 - (2) 本件に係る上訴に関すること
- 6 管轄裁判所 八幡浜簡易裁判所

提案理由

相手方に対し、港湾施設不法占用損害金請求の訴えの提起を行うため。